

平成27年11月24日

**【請願の審査】**

請願第7号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書提出を求める請願

資料1 本市における石綿飛散防止対策について

資料2 石綿による健康被害の救済に関する法律（石綿健康被害救済制度）の概要

環 境 局

本市における石綿飛散防止対策について

1 石綿について

石綿（アスベスト）は天然に産出する鉱物繊維で、以下に示す6種類に分類される。そのうち、わが国で使用された代表的な石綿は、クリソタイル、アモサイト、クロシドライトである。

石綿の種類について

分類	石綿名	用途
蛇紋石族	クリソタイル（白石綿）	ほとんどすべての石綿含有製品の原料として使用された。世界で使われた石綿の9割以上を占める。
角閃石族	アモサイト（茶石綿）	主に吹付け石綿として使用された。アモサイトは各種断熱保温材、クロシドライトは石綿セメント高压管にも使われた。
	クロシドライト（青石綿）	
	アンソフィライト	他の石綿やタルク（滑石）、ひる石などの不純物として含まれる。
	トレモライト	
	アクチノライト	



石綿は、極めて細い繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリに強く、丈夫で変化しにくいことから、建材（吹付け材、保温・断熱材、スレート材等）、摩擦材（自動車のブレーキライニング、ブレーキパッド等）、シール・断熱材（石綿紡織品、ガスケット等）といった様々な用途に使用されてきた。

また、石綿は、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫、肺がんの原因になることが知られている。（WHO報告）それらの健康被害は、石綿にばく露されてから長い年月を経て現れ、例えば、中皮腫は20～50年という長い潜伏期間の後、発病することが多いといわれている。

2 石綿の使用実態

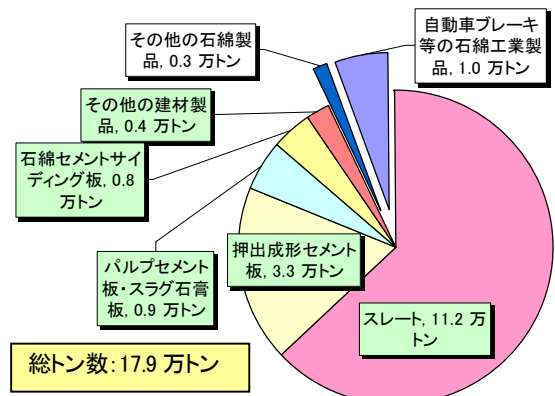
過去に輸入された石綿のうち約9割が建材として使用され、今後、石綿含有建材を使用した建築物が30年から50年の耐用年数を過ぎ、平成40年頃には解体工事のピークを迎えることが予測されている。

なお、現在は石綿及びその製品の製造等は、労働安全衛生法により全面禁止されている。



<国土交通省 社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会資料>

民間建築物の年度別解体棟数（推計）



(社)日本石綿協会（現（一社）JATI 協会）「石綿含有建築材料廃棄物量の予測調査結果報告書」資料

### 3 石綿を含む建築材料

#### (1) 飛散性石綿含有建材

飛散性石綿含有建材とは、除去工事により飛散する可能性が高い建材である。また、それは飛散の度合いにより、2種類に分類される。

##### ア 吹付け石綿（飛散性：著しく高い）：レベル1



吹付け石綿



吹付けパーライト

##### イ 石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材（飛散性：高い）：レベル2



屋根用折板石綿断熱材



配管保温材

#### (2) 非飛散性石綿含有建材

##### ○ 石綿含有成形板（飛散性：比較的低い）：レベル3

石綿含有成形板は、コンクリートや樹脂等に石綿が練りこまれ、板状に成型された建材である。湿潤し、破碎しないように手ばらしして適切に除去されれば飛散の可能性は低い。解体工事の際に破碎等の不適切な取扱いをした場合に、破断面から石綿が飛散する。



スレート波板（屋根、外壁）



フレキシブルボード（天井）



押し出し成形板（壁材）

#### 4 石綿に係る主な関係法令とその概要

	法令の名称	概要
1	労働基準法	石綿による健康被害など療養補償すべき業務上の疾病及び療養の範囲を規定
2	労働者災害補償保険法	石綿による健康被害を含む業務災害に関する保険給付を規定
3	石綿による健康被害の救済に関する法律	労災補償の対象とならない者に対する救済を規定。 (1人親方、労災未加入の自営業等)
4	労働安全衛生法	石綿を0.1%を超えて含有する製品等の製造・輸入・譲渡・提供・使用の禁止
5	石綿障害予防規則	飛散性及び非飛散性の石綿含有建材除去等の作業時のばく露防止を規定 ①石綿含有建材の事前調査、届出 ②石綿作業主任者の選任 ③特別教育の実施 ④作業基準の遵守
6	大気汚染防止法	飛散性石綿含有建材の除去等の作業時の環境への飛散防止を規定 ①石綿含有建材の事前調査 ②作業実施の届出 ③作業基準の遵守
7	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	建築物の解体工事時の特定建築資材への石綿付着物の除去等を規定 ①事前調査 ②届出
8	建築基準法	一定規模以上の建築物の増改築時における吹付け石綿建材の除去等の義務付け
9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	石綿含有廃棄物等の適正処理を規定 ①吹付け石綿等⇒廃石綿等【特別管理産業廃棄物】(現場で二重梱包) ②石綿含有成形板等⇒石綿含有産業廃棄物(原則手作業による撤去、破砕の禁止、梱包等の飛散防止措置)
10	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	飛散性石綿含有建材の除去等の作業時の環境への飛散防止を規定 ①石綿含有建材の事前調査、届出 ②大気濃度調査(敷地境界濃度、使用面積50m <sup>2</sup> 以上) ③作業完了の報告 非飛散性の石綿含有成形板の除去等の作業時の環境への飛散防止を規定 ①石綿含有建材の事前調査、届出 ②作業実施の届出(使用面積500m <sup>2</sup> 以上) ③作業基準の遵守 ④作業完了の報告(使用面積500m <sup>2</sup> 以上)

## 5 本市における石綿環境対策の取組

### (1) 石綿飛散防止対策

#### ア 大気汚染防止法による取組

飛散性石綿含有建材である吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材の除去工事の際に「特定粉じん排出等作業実施届出書」を受領し、作業基準の遵守状況の審査を実施している。

平成 26 年度の届出は 222 件で、そのうち臨海部の工業専用地域内であり、かつ飛散の可能性が低いグローブバッグ工法で行う除去作業以外の工事現場（平成 26 年度 182 件）に立入検査を実施している。

#### イ 条例による取組

建築物等の解体等作業における石綿の飛散防止を図るため、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正を平成 23 年 3 月に行った。（平成 23 年 10 月施行）

改正の概要は次のとおり。

- 石綿含有建材の事前調査の実施、結果の保存、届出
- 周辺住民への周知
- 石綿含有成形板（非飛散性石綿含有建材）の作業基準、作業実施の届出
- 石綿濃度の測定及び結果の報告
- 作業完了の報告

この改正条例に基づき、非飛散性の石綿含有建材である石綿含有成形板に関し、「事前調査結果届出書」が提出された解体工事については、原則として全て立入検査を行い、適正な解体工事の実施について指導している。平成 26 年度の立入件数は、649 件であった。

#### ウ 関係機関との連携による取組

建設リサイクル法、廃棄物処理法、大気汚染防止法の各所管部局及び労働安全衛生法を所管する労働基準監督署との連携により、解体工事に関する情報交換や立入検査を実施し、適正な解体工事の実施について指導している。

### (2) 大気環境調査

市内の 8 箇所において、大気環境濃度の調査を実施している。平成 26 年度の調査結果は表のとおり。なお、石綿に関する大気環境基準は定められていない。

単位：本/L

		川崎区 (田島町)	幸 区 (戸手本町)	中原区 (小杉町)	高津区 (溝口)	宮前区 (宮前平)	多摩区 (登戸)	麻生区 (百合丘)	沿道 (池上町)
H 26 年 度	夏 季	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.14	0.10	0.10 未満
	冬 季	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.10 未満	0.12	0.10 未満	0.10

#### 【参考】

世界保健機関（WHO）が 1986 年に出した「環境保健クライテリア 53」によると「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は 1～10 本/L 程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。」とされている。

### (3) 廃棄物の適正処理

石綿廃棄物は、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物に分類される。

- ・ 廃石綿等（特別管理産業廃棄物）
  - 吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材等
- ・ 石綿含有産業廃棄物
  - 石綿含有成形板等

これらの適正処理に向け、大気汚染防止法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく届出書に添付された産業廃棄物処理委託契約書等により、適正処理の確認及び指導を実施している。

## 石綿による健康被害の救済に関する法律（石綿健康被害救済制度）の概要

### 1 石綿による健康被害の救済に関する法律の経緯について

平成 17 年 6 月に石綿製品の製造事業者である株式会社クボタ旧神崎工場（兵庫県尼崎市）の従業員その家族、工場周辺住民に中皮腫等の石綿健康被害者が多いことが明らかになり、石綿による健康被害が大きな社会問題となった。

これを受け国では、石綿が長期間にわたって経済活動全般に幅広く、かつ、大量に使用されてきた結果、多数の健康被害が生じてきている一方で、石綿に起因する健康被害については長期にわたる潜伏期間があって因果関係の特定が難しく民事法による解決では迅速に対応できないため、石綿による健康被害者であって**労災保険等による救済の対象とならない方を対象**とし、迅速かつ安定した制度の実現を目的に、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年2月10日に公布され、平成18年3月27日から施行となった。その後、平成20年12月1日本法の一部が改正され支給対象が拡大、また、平成22年7月1日には、指定疾病に「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が追加されることとなった。これらの法令により、石綿を吸入することによる労働者災害補償法等で補償されない中皮腫や肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の健康被害を受けられて療養中の方、これらの疾病に起因して死亡した方のご遺族に対し、医療費等の救済給付が可能となった。その後、平成23年8月30日に請求期間の延長の改正が行われ現在に至る。

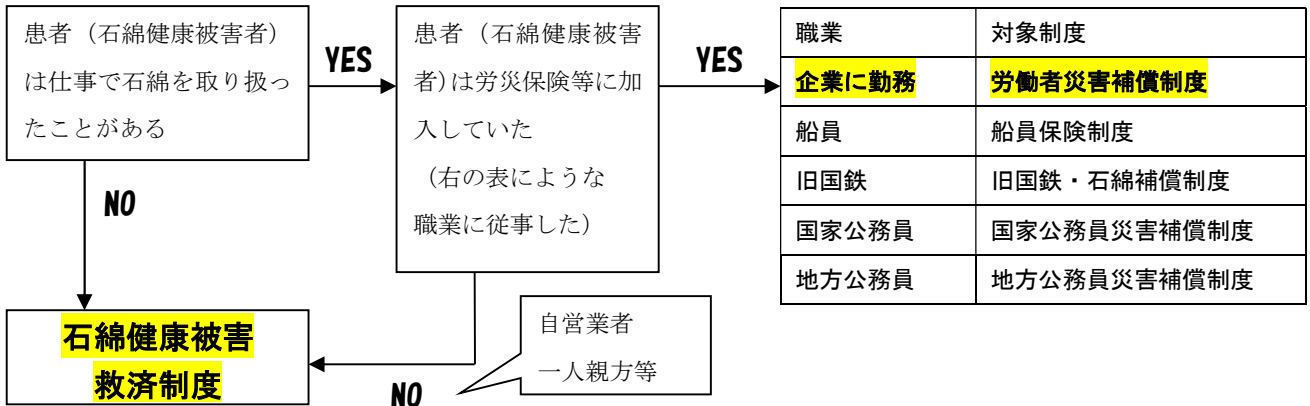
### 2 石綿健康被害救済制度の主な内容

- (1) 対象者 : 労災の対象とならない石綿健康被害者（石綿を扱う職歴の有無は不問）。
- (2) 指定疾病 : ①中皮腫②石綿起因性肺がん  
③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚
- (3) 給付内容
  - ア 医療費…認定疾病についての自己負担分を給付。
  - イ 療養手当…認定者の入通院に伴う諸経費や日常生活における近親者等による介護に要する費用として月額 103,870 円を本人に支給。
  - ウ 葬祭料…認定者が認定疾病により死亡した場合に 199,000 円を遺族に支給。
  - エ 救済給付調整金…認定者が認定疾病により死亡した場合に 280 万円から死亡までに受けた医療費療養手当の合計を引いた金額を遺族に支給。
  - オ 特別遺族弔慰金…法施行前もしくは法施行後に未申請のまま指定疾病により死亡した遺族に 280 万円を支給。
  - カ 特別葬祭料…法施行前もしくは法施行後に未申請のまま指定疾病により死亡した方の遺族に 199,000 円を支給。

### 3 石綿健康被害救済制度と労災保険給付の関係

労災保険給付等の対象となる方は石綿健康被害救済制度の対象とならない。なお、労災保険給付等と石綿健康被害救済制度へ同時に申請することはできるが、両方の制度の適用になることは基本的にはない。（石綿健康被害救済制度により、労災給付を受けず死亡した労働者（遺族補償給付の時効経過）の救済措置あり）

●健康被害者別の補償制度



●石綿健康被害救済制度と労災給付比較

石綿健康被害救済制度 → 国による被害者救済制度（国が原因者に代わり行政的救済）  
 労災保険制度 → 業務に関連して石綿により健康被害を受けた者に対する補償制度  
 保険制度として逸失利益の補てんや遺族の生活回復・安定が目的

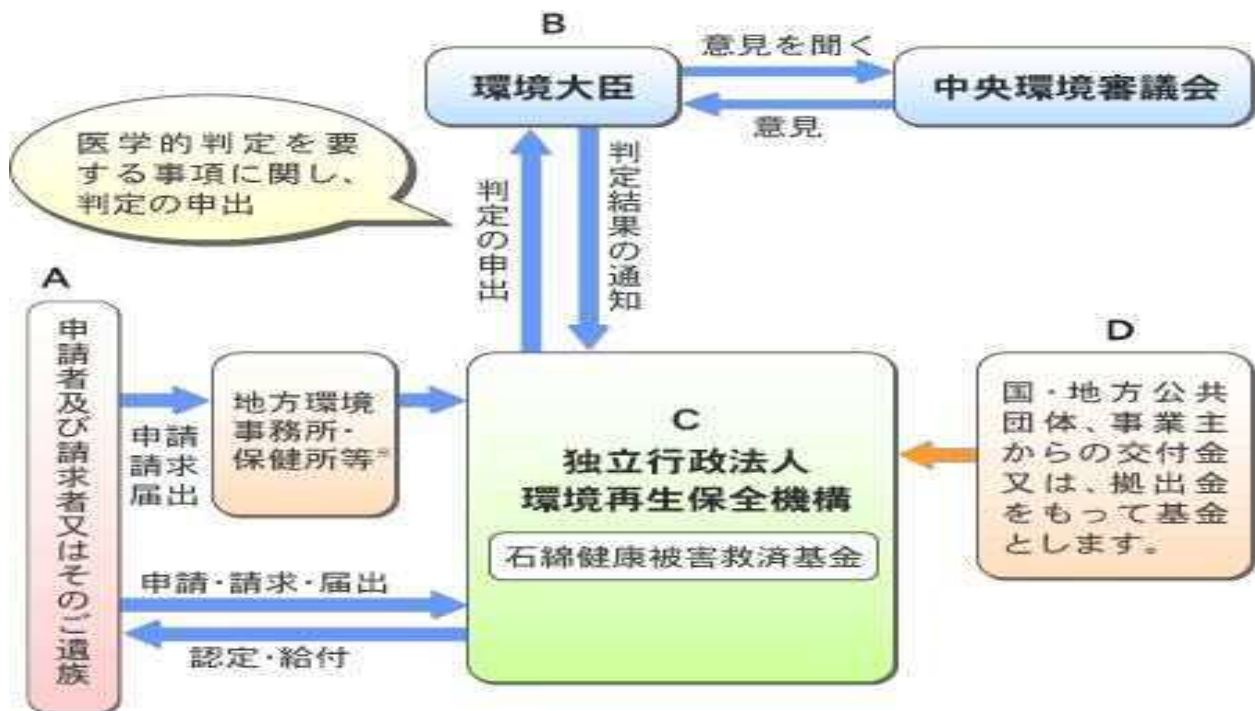
	目的	石綿健康被害救済制度	労災保険給付
認定者への給付	治療費等の給付	医療費	療養(補償)給付
	入通院の諸経費等の給付	療養手当	—
	逸失利益のてん補生活補償等の給付	—	休業(補償)給付 休業特別支給金
遺族に対する給付	葬祭費の実費負担	—	葬祭料
	葬祭費の舞金的目的	葬祭料 特別葬祭料	—
	逸失利益のてん補生活補償、見舞金 慰謝料等の給付	—	遺族(補償)給付 もしくは 特別遺族給付金
	見舞金的給付	救済給付調整金 特別遺族弔慰金	—

【モデル】55歳 男性 建設業 月収 402,750円

(国税庁業種別年齢階層別の給与所得者数・給与額を引用)

	石綿健康被害救済制度	労災保険給付
手当名	療養手当	休業給付+休業特別支給金
支給基準	認定者に対して一律に支給	休業1日につき給付日額の80% (休業給付60+休業特別支給金20%)
支給月額	103,870 円	285,016 円

#### 4 石綿健康被害救済制度事務フロー概要



##### ●石綿健康被害救済制度 認定及び支給決定機関

独立行政法人環境再生保全機構（環境省）【(参考) 労災保険は労働基準監督署（厚生労働省）】

独立行政法人環境再生保全機構が行う石綿健康被害救済給付業務の一部（申請書受付等）について本市は受託契約を締結（@1,532円）している。受託契約業務内容は、各区役所保健福祉センター地域保健福祉課地域健康支援係が申請書等の受付業務等を行い、受付後に関係書類を全て独立行政法人環境再生保全機構に送付するもの。その後、独立行政法人環境再生保全機構が請求者との間で事務を進める。

健康福祉局健康安全部環境保健課が、石綿健康被害救済給付業務委託契約締結事務及び救済給付業務委託費収納事務を取り扱っている。

#### 5 石綿健康被害救済制度 申請受付件数及び認定（支給決定）件数について

##### ●請求件数

制度発足～平成26年度末 累計

	都道府県	請求件数
1	大阪府	1,586
2	兵庫県	1,481
3	東京都	1,169
4	神奈川県	967
5	埼玉県	792
	全国	14,174

##### ●認定（支給決定）件数

制度発足～平成26年度末 累計

	都道府県	認定件数
1	大阪府	1,112
2	兵庫県	1,073
3	東京都	856
4	神奈川県	662
5	埼玉県	579
	全国	10,170

\* 独立行政法人環境再生保全機構公表数値、市町村別は公表していない



## 6 石綿健康被害救済制度 本市の申請受付件数について

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の平成18年3月27日施行に伴い、本市で同年4月3日から申請受付業務を開始してから昨年までの取扱実績

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	累計
申請受付件数	4件	3件	11件	10件	19件	5件	3件	1件	1件	57件

## 7 啓発、周知について

石綿健康被害救済制度の広報については、事業主体である独立行政法人環境再生保全機構が広報計画に基づき実施している。一般を対象としては全国紙や地方紙、交通広告、インターネット、ラジオ・雑誌を通じて、医師等医療関係者向けには、医学会等を通じて制度周知等を行っている。本部支部では、相談窓口及びフリーダイヤルを設置し、啓発・周知活動を実施している。

本市でも環境省及び独立行政法人環境再生保全機構が行う石綿健康被害救済制度の円滑な実施に積極的に協力している。

- ・環境省が主催する石綿健康被害救済制度に係る事務研修会に毎年参加
- ・川崎市ホームページで「石綿（アスベスト）による健康被害救済について」周知
- ・法律改正があった場合には、「市政だより」等を通じて的確に周知
- ・環境省等から「石綿による健康被害救済に関する法律」に係る広報用のポスター・リーフレットによる周知依頼を受けた場合は庁内掲示や各区役所保健福祉センターへ配布し周知依頼を実施

## 8 大都市衛生主管局長会による国への要望について

大都市衛生主管局長会（21都市）を通じて 21大都市衛生主管局長連名で、平成27年7月に国に対し「平成28年度予算編成に対する要望書」として以下の通り提出している。

### アスベスト健康被害の対応について

- (1) これまで公表された情報を整理して、アスベストを取り扱ったことのある事業所に開示する必要な情報を開示すること。
- (2) 石綿ばく露があると考えられる方に対し、全額国の負担で健康管理が適切に行われるよう、早期に制度化すること。
- (3) 石綿救済法の指定疾病を労災と同様の5疾病に拡大すること。
- (4) 石綿救済法の指定疾病について、認定基準を労災と同様にすること。
- (5) 石綿救済法における特別遺族給付金や救済給付の充実を図ること。

札幌・仙台・新潟・さいたま・千葉・東京・川崎・横浜・相模原・静岡  
浜松・名古屋・京都・大阪・堺・神戸・岡山・広島・北九州・福岡・熊本